

○基地モニター実施要領について（通達）

昭和53年4月13日

海幕総第1570号

改正 昭和54年4月16日 海幕総第1437号〔第1次改正〕

昭和56年7月15日 海幕総第3292号〔第2次改正〕

昭和62年11月27日 海幕総第5803号〔第3次改正〕

平成元年6月17日 海幕総務第3040号〔改元に伴う関係通達の一部変更について（通達）27項による改正〕

平成7年6月27日 海幕総務第2789号〔広報活動実施計画及び結果の報告要領及び基地モニター実施要領の一部変更について（通達）2項による改正〕

海上幕僚長から（基地モニター実施担当官）・各地方総監・第1術科学学校長・各航空群司令・下総教育航空群司令・阪神、下関、函館基地隊司令・沖縄航空隊司令あて
基地モニター実施要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定める。

添付書類：別紙「基地モニター実施要領」

写送付先：部内全般

別 紙

基地モニター実施要領

1 目的

海上自衛隊に対する基地周辺住民の意見、要望等を聴取し、各地域に密着した広報を推進するとともに部隊等における諸施策の改善、向上に資する。

2 実施基地及び基地モニター実施担当官（以下「担当官」という。）は、次の表のとおりとする。

実施基地	担当官
横 須 賀	横須賀地方総監
呉	呉地方総監
佐 世 保	佐世保地方総監
舞 鶴	舞鶴地方総監
大 湊	大湊地方総監
江 田 島	第1術科学学校長
鹿 屋	第1航空群司令
八 戸	第2航空群司令
厚 木	第4航空群司令
館 山	第21航空群司令
大 村	第22航空群司令
岩 国	第31航空群司令
下 総	下総教育航空群司令

徳島	徳島教育航空群司令
阪神	阪神基地隊司令
下関	下関基地隊司令
函館	函館基地隊司令
那覇	第5航空群司令

3 基地モニターの選考要領等

(1) 各担当官は、付表第1に示す各種職業の中から、それぞれの実施基地周辺の市町村に在住し、防衛問題及び海上自衛隊についての関心が強く、モニターとしての熱意が伺われ、しかも公正な意見を期待できる者を、付表第2の選考基準により選考し、委嘱（付紙様式第1）する。ただし、次の職にある者を除く。

ア 国会議員及び地方公共団体の議会の議員

イ 常勤の国家公務員及び地方公務員

ウ 非常勤の国家公務員のうち行政相談員

(2) 各担当官は、委嘱した基地モニターの名簿（付紙様式第2）を5月末日までに提出する。

4 委嘱期間

2年とする。

5 基地モニターに対する依頼事項

次の方法により、意見又は要望について聴取する。

(1) 文書による聴取

各担当官は特定テーマ（アンケート様式）を基地モニターに、定期的（年2回を基準とする。）に送付し、当該テーマに関する意見又は要望を求める。この場合、当該テーマにより求めた意見又は要望以外の意見等をも併せて聴取する。

(2) 会議による聴取

各担当官は、年1回基地モニター会議を開催し、意見又は要望を聴取する。

6 聴取した意見又は要望の運用

基地モニターから聴取した意見又は要望のうち、海上自衛隊全般の諸施策に反映させることが適当と認められる事項については、その都度報告するものとし、また、各基地の諸施策に反映させることが適当と認められる事項については、各担当官の所定により審議の上、運用する。

7 報告

各担当官は、総合の成果を年度末までに報告するものとする。

8 その他

(1) 各担当官は、付紙様式第3による基地モニター証明書を発行し、基地モニターに交付する。

(2) 各担当官は、各種広報資料及び基地モニターから提出された意見又は要望の諸施策への反映状況に関する資料等を基地モニターに送付する。

(3) 基地モニターには、部隊等の見学について、積極的に便宜を供与する。

付表第1

職業別の構成要素

職業区分	構成要素（対象範囲）（性別不問）
農林漁業	農業、林業又は水産業の経営者（これらの家族従事者は含まない。）
商工サービス業	販売業、製造業（加工、組立を含む。） 建設業、運輸、通信業、鉱業、金融、不動産業又は各種のサービス業（旅館業、理容業、美容業等）の経営者（その家族は含まない。）
事務職	会社、団体、商店などの被用者（従業員）で、管理的職務、専門的技術的事務又は一般事務に従事する者
販売サービス業	販売業、運輸・通信業、金融・不動産業及び各種サービス業（旅館業、理容業、美容業等）等を含む会社商店などの被用者で、主に販売サービスに従事する者
技術技能職	製造業、建設業、鉱業及び農林漁業等を営む会社、団体などの被用者で、各種の生産工程において生産作業に従事する者又は主に筋肉労働に従事する者
自由業	一定の雇用関係によらず、自由意志に基づいて生活をたてている職業に従事する者。医師（歯科医師及び獣医師を含む。）、弁護士、弁理士、税理士、公認会計士、宗教家又はその他の自由業（芸術家、著述家、各種デザイナー等）
主婦	職業を持たない主婦
学生	20代の大学生

付表第2

選考基準

男女別員数	年齢別員数	記 事
男性：5人 女性：5人	20～39歳：男女各3人 40歳以上：男女各2人	人員の構成は、各種職業にわたるよう留意し、同一の職業に集中することを避けるものとする。

付紙様式第1

委 嘱 状

殿

あなたを基地モニターに委嘱致します。

平成 年 月 日

基地モニター実施担当官

官職 氏名

印

付紙様式第2

平成 年度基地モニター名簿

番号	府県別	職業区分	職業役職	ふり 氏	がな 名	

	生年月日	年令	住	所	郵便番号

(備考：用紙は、A4判横書きとする。)

基地モニター証明書

(表面)

6 cm

上半身
写 真 3 cm

←2.5cm→

基地モニター証明書 第 号
氏名 男・女 歳
住所

有効〇・〇・〇・〇まで

上記の方に基地モニターを委嘱したことを証明します。

平成 年 月 日

〇〇〇 (担当官 官職 氏名)

← 8.5cm →

注：表面写真と台紙には、割印を付す。(台紙は白色)

(裏面)

注 意

この証明書を亡失した場合は、直ちに最寄り
の部隊に連絡して下さい。